

香川県スポーツドクター協議会規程

第1章 総則

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、香川県スポーツドクター協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(事務局)

第2条 この協議会は、事務局を本会内に置く。

(目的)

第3条 この協議会は、県内スポーツドクター相互の連携を密にし、組織的調査研究体制の整備を図り、スポーツドクターの資質向上と活動を促進するとともに、広く県民の健康・体力の向上及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し本会理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 加盟団体及び一般スポーツ愛好者に対して、医学的側面からの示唆及び資料等を提供する。
- (2) スポーツ医学に関する調査研究を行う。
- (3) スポーツ医学を普及啓蒙する。
- (4) その他スポーツ医学を通じて県民のスポーツ振興に寄与する事業を行う。

第3章 組織

(組織)

第5条 この協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツドクター及びスポーツ医学に関心のあるものをもって会員とする。

(加入・脱退)

第6条 この協議会に、加入もしくは脱会する場合総会の承認を必要とする。

(部 会)

第7条 この協議会の運営を円滑にするため、部会を置くことができる。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 この協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 常務理事 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

(役員の選出)

第9条 会長、副会長、理事、監事は総会において会員の中より選任する。

- 2 会長は、前項のほか、理事会にはかつて県スポーツ協会事務局職員の中から理事を委嘱することができる。
- 3 常務理事は、理事の互選とする。

第10条 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、総会で議決された業務の執行及び緊急を要する事項を審議し処理する。
- 4 監事は、会務・会計について監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧 問)

第12条 この協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、この協議会の会長であった者、その他顧問として適当であると認められる者のうちから、総会の議決に基づき、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、その他必要と認めた事項についてその意見を会長に助言する。

第5章 会 議

(総 会)

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算について
- (2) 事業報告及び収支決算について
- (3) 役員の選任について
- (4) 規約の改正について
- (5) その他、この協議会の業務に関する重要事項について

(会議の定足数)

第14条 会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない構成員は委任状をもって出席したものとみなす。

第15条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(会議の招集等)

第16条 総会は毎年1回、理事会は毎年2回会長が招集しその議長は会長がこれにあたる。

第6章 会 計

(会 計)

第17条 この協議会の会計は、会費、補助金その他の収入によって支弁し、本会の特別会計とする。

- 2 予算及び決算は、香川県スポーツ協会の承認を得なければならない。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

第18条 この協議会の重要事項は、本会に報告するものとする。

第19条 この規程では、総会において委員3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

(細 則)

第20条 この規程施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年3月25日から施行する。

この規程は、平成18年3月29日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。